

令和2年度  
第7回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和3年3月15日（月）10：00～16：00  
場 所：エスポワールいわて 大ホール

次 第

1 開 会

2 議事内容

- (1) 令和3年度いわての森林づくり推進事業について
- (2) 令和3年度以降のいわて環境の森整備事業の審査基準について
- (3) いわて環境の森整備事業の施工地審査について
- (4) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について
- (5) その他

3 閉 会



## いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(令和2年9月1日現在)

氏 名	役 職 名 等	備 考
岩 田 智	岩手県立大学宮古短期大学部 教授	
國 崎 貴 嗣	岩手大学農学部 准教授	
佐 藤 貴美子	斎藤機械店 営業事務	
佐 藤 重 昭	徳清倉庫株式会社 代表取締役	
野 口 麻穂子	国立研究法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 育林技術研究グループ 主任研究員	
橋 浦 栄 一	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
水 野 匠	岩手県商工会議所連合会 事務局次長	御欠席
村 中 ゆり子	盛岡市立米内幼稚園 園長	御欠席
吉 野 英 岐	岩手県立大学総合政策学部 教授	
若 生 和 江	環境アドバイザー	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 令和2年9月4日～令和4年9月3日

令和2年度 第7回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監	橋 本 卓 博	
林業振興課 総括課長	高 橋 一 志	
主任主査	岩 崎 正	
主任主査	村 上 明 子	
主 査	鈴 木 将 人	
主 事	東 智 優	
森林整備課 主任主査	橋 本 吉 弘	
主任主査	廣 田 紀代子	
主任主査	伊 藤 秀 行	
主 査	西 澤 順 史	
森林保全課 主任主査	高 橋 清 隆	
主任主査	千 田 啓 介	
技 師	野 里 裕 太	
盛岡広域振興局林務部 主任主査	佐 藤 英 明	
主任主査	遠 藤 歩	
県南広域振興局林務部 上席林業普及指導員	北 林 慎 子	
一関農林振興センター 上席林業普及指導員	佐 藤 一 哉	
沿岸広域振興局農林部 上席林業普及指導員	中 村 文 治	
大船渡農林振興センター 技 師	森 諒 平	
技 師	千 田 夕 菜	
宮古農林振興センター林務室 技 師	中 村 日 香	
岩泉林務出張所 上席林業普及指導員	須 藤 勝 吉	
県北広域振興局林務部 技 師	田 澤 英 寿	
技 師	菅 井 竣 矢	
二戸農林振興センター林務室 上席林業普及指導員	似 内 智 明	

## 令和3年度いわての森林づくり推進事業 一覧

【 】は新規および拡充の施策

(単位：千円)

区分	事業名	事業概要	R3 予算		R2 当初 事業費 B	比較 A-B	担当課	
			当初 事業費 A	うち 県民税				
環境重視の森林づくり	1 いわての森林づくり推進事業費(いわて環境の森整備事業)【新・拡】	森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や伐採跡地への植栽のほか、新たに公益上重要な森林の整備に必要な作業道の開設や気象被害を受けた森林の整備等を支援(補助率:10/10等、補助対象:林業事業者等)	760,740	760,679	719,693	41,047	林業振興課 森林整備課	
	2 いわての森林づくり推進事業費(花粉症対策等採種圃整備事業)【新】	花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な採種圃の整備を実施	18,164	18,164		皆増	森林整備課	
	3 林野火災予防対策事業費【新】	林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、初期消火活動に必要な資機材の整備や、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援	9,761	8,386	1,629	8,132	森林整備課	
森林との共生	4 いわての森林づくり推進事業費(県民参加の森林づくり促進事業)	県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援(補助率:定額等、補助対象:NPO法人等)	43,049	43,049	33,050	9,999	林業振興課	
	5 森林・山村多面的機能発揮対策事業	森林の多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化などの取組を支援	26,974	26,849	28,605	1,631	森林整備課	
	6 木育の推進等につながる県産木材の活用の取組【新】	いわての森林づくり県民税を活用し、県庁内で部局横断的に、木育の推進等につながる県産木材を活用する取組を実施【内訳は別紙】	106,377	106,377		皆増	【他部局と連携】	
	7 いわての森林づくり推進事業費(いわて森のゼミナル推進事業)	森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供	5,019	5,019	4,821	198	森林整備課	
	8 森林公園機能強化事業【新】	広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化を実施	111,972	111,972		皆増	森林保全課	
	9 全国植樹祭開催準備事業【新】	全国植樹祭の開催(令和5年)に向け、その準備に取り組む第73回全国植樹祭岩手県実行委員会の運営経費を負担	23,425	20,179	23,418	7	森林整備課	
	10 いわての森林づくり推進事業費(いわての森林づくり普及啓発事業)	県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、県民税の認知度向上を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、県民に対して多様な手法で情報を発信	16,516	16,510	6,875	9,641	林業振興課	
	11 いわての森林づくり推進事業費(いわて森林づくり推進人材育成事業)【新】	地域における森林整備活動を推進するため、公益的機能の維持増進に向けた森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざして関係者の合意形成や連携、調整を図る人材を育成	3,000	3,000		皆増	森林整備課	
	いわての森林づくり推進事業費(事業評価委員会運営費)		県民税事業の透明性を確保するため、評価委員会を開催(評価委員会運営経費:謝金、旅費、会場使用料、県民アンケート委託費等)	2,426	2,426	6,887	4,461	林業振興課
	合計			1,127,423	1,122,610	824,978	302,445	

県民税分

## 令和3年度 木育の推進等につながる県産木材の活用の取組

事業数	部局	事業名	事業概要（内容、対象経費等）	機能・分類	事業費のうち県民税（千円）
1	政企	【秘書課】 秘書課待合スペースにおける木製パーテーション整備事業（管理運営費）	県庁内待合スペースへの木製品の設置（木製パーテーション 9基）	公共施設における普及啓発効果	495
2	総務	【総務事務センター】 県庁保育所玩具等整備事業（庁内保育施設運営費）	県庁保育所「うちまる保育園」への木製玩具等の導入（輪投げ、おままごとセット等）	教育施設等における木育推進	1,419
3	環生	【若者女性協同推進室】 いわて県民情報交流センター県産木材普及啓発事業（いわて県民情報交流センター管理運営費）	4階県民プラザへの木製展示パネル・展示台等の設置、5階環境学習交流センターへの木育推進ワゴンの設置	公共施設における普及啓発効果	19,000
4	保福	【子ども子育て支援室】 いわてこどもの森林管理運営費（施設設備整備費）	県立児童館いわてこどもの森への木製遊具等の導入（三角おやまはしご、三角タワー、蜘蛛の巣ネット等）	教育施設等における木育推進	12,441
5	保福	【子ども子育て支援室】 県内保育所、認定こども園木製品導入補助事業（保育所等環境整備費）	県内の保育所、認定こども園への木製品導入支援〔市町村が行う事業に対する補助（補助率1/2）76施設〕（木製遊具、机、椅子、書棚等）	教育施設等における木育推進	38,000
6	商工	【経営支援課】 起業支援拠点における県産木材普及事業（企業支援推進事業費）	起業支援拠点「岩手イノベーションベース」への県産木製品の設置（来訪者用カウンター、パーテーション、会議テーブル等）	公共施設における普及啓発効果	1,800
7	県土	【県土整備企画室】 いわて花巻空港施設整備事業費補助（空港整備事業費）	花巻空港ターミナルビル・搭乗待合室への木製品の設置（PCテーブル・椅子セット 5台）	公共施設における普及啓発効果	800
8	教育	【教育企画室】 伊保内高校木製品導入事業（一般教育設備整備事業）	教育相談室等への木製品の導入（ミーティングテーブル、椅子、3人掛けベンチ、総合案内板の設置等）	教育施設等における木育推進	1,150
9	教育	【生涯学習文化課】 野外活動センター木製品導入事業（野外活動センター管理運営費）	施設内への木製品の導入、木製遊具の設置（木製丸椅子、配膳代、座卓、木製ニュースポーツ遊具、木製長椅子等）	公共施設における普及啓発効果、木育推進	9,800
10	教育	【生涯学習文化課】 青少年の家施設整備費事業（青少年の家施設整備費）	屋外炊事場への木製品の設置（木製ピクニックテーブル〔机イス一体型〕10台）	公共施設における普及啓発効果、木育推進	1,500
11	医療	【経営管理課】 県立病院院内保育所木製備品整備事業	病院内保育所への木製品の導入（積み木セット、おままごとセット、赤ちゃん用すべり台等）〔中央病院、大船渡病院、釜石病院、宮古病院など10施設〕	公共施設における木育推進	10,000
12	警察	【会計課】 県北運転免許センター木製品導入事業（警察署庁舎等整備事業費）	新庁舎ホールへの木製品の設置（来訪者用記載台 12ブース、一人用ベンチ 35脚）	公共施設における普及啓発効果、木育推進	9,972
令和3年度において部局横断的に本県で公共施設における普及啓発や木育推進のために展開12施設・約1億638万円の事業費				計	106,377

# 令和3年度いわての森林づくり推進事業の概要

## 「環境重視の森林づくり」の取組

### R3事業内容

#### 混交林誘導伐

#### 1-1 いわて環境の森整備事業（混交林誘導伐） 【継続】

（担当）林業振興課 （事業区分）補助事業

間伐等の手入れが行われていない森林において、伐採率概ね5割以上の混交林誘導伐を実施し、公益的機能の高い針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ誘導する。

〔事業内容〕

対象森林	公益林のうち私有林の人工林（森林経営計画策定森林は対象外）
対象樹種	針葉樹（アカマツ天然生林含む）
対象齢級	4～12齢級
施工面積	1施工地0.1ha以上の1ha以上の団地
間伐率	概ね5割以上の強度間伐
協定期間	20年（皆伐・転用を制限）
〔事業主体〕	林業事業体、市町村等
〔補助率〕	10/10
〔計画量〕	600ha/年（3,000ha/5年）
〔R3予算額〕	760,740千円（うち県民税760,679千円）の内数

予算額760,740千円は、1-1混交林誘導伐、1-2森林環境再生造林、1-3ナラ林健全化、1-4アカマツ林広葉樹林化、1-5被害森林再生、1-6被害木除去、1-7作業道整備の合計額



針広混交林のイメージ  
（写真出典：おかもやまの森整備公社HP）

#### 病虫害対策

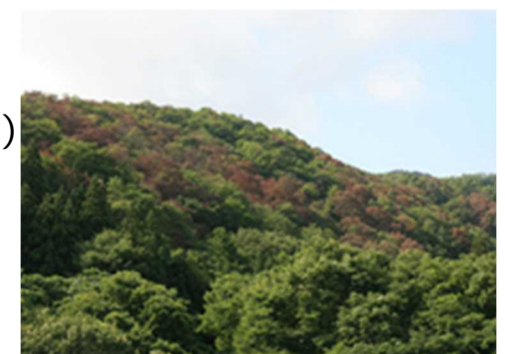
#### 1-2 いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化） 【継続】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

ナラ枯れ被害の拡大を防ぐため、被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害に強い広葉樹林に更新する。

〔事業内容〕

対象森林	公益林のうち私有林であって、ナラ枯れ被害が発生した地点から半径30km以内の森林
対象樹種	ナラ類を含む広葉樹
対象齢級	6齢級以上
施工面積	0.3ha以上の施工地であって1ha以上の団地 （5年間の転用を制限）
〔事業主体〕	市町村、林業事業体等
〔補助率〕	定額（チップや用材等として利用する材積に対して2,000円/m <sup>3</sup> ）
〔計画量〕	70ha/年（350ha/5年）
〔R3予算額〕	760,740千円（うち県民税760,679千円）の内数



ナラ枯れ被害地

1-3 いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化） 【継続】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

松くい虫被害の拡大を防ぐため、松くい虫被害が継続して発生している地域のアカマツ林において、枯死木を含むマツを伐採し、広葉樹林への樹種転換を促進する。

〔事業内容〕

対象森林	公益林のうち私有林であって、松くい虫被害が継続して発生している地域
対象樹種	アカマツ
対象齢級	4～12齢級
施工面積	0.3ha以上の施工地であって1ha以上の団地（5年間の転用を制限）
対象経費	伐倒、枝払い、玉切り、集積
〔事業主体〕	市町村、林業事業者等
〔補助率〕	10/10
〔計画量〕	37ha（134ha/5年）
〔R3予算額〕	760,740千円（うち県民税760,679千円）の内数



松くい虫被害森林



枯死木等を伐採



広葉樹林化

環境を保全する植栽

1-4 いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林） 【拡充】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈等を実施し、公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林を整備する。

〔事業内容〕

対象箇所	公益林のうち前生樹が針葉樹の人工林で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な伐採跡地（ただし公有林を除く）
植栽樹種	花粉の少ない森林への転換を促進する ～ のものとする。 スギ（ただし、花粉症対策品種に限る。） カラマツ アカマツ（ただし、松くい虫抵抗性品種に限る。） 広葉樹（高木性の樹種に限る。）
植栽方法	原則、低密度植栽（ヘクタール当たり1,000本以上）とし、各樹種のヘクタール当たりの本数の上限については ～ のとおりとする。 スギ 2,400本 カラマツ 2,000本 アカマツ 3,200本 広葉樹 2,000本
下刈対象 鳥獣害防止対策	1年生～5年生 植栽と一体的に実施する食害防止柵、忌避剤散布等の鳥獣害防止対策（以下「付帯施設」）
〔事業主体〕	林業事業者等
〔補助率〕	植栽：8/10、下刈り：7/10、付帯施設：8/10
〔計画量〕	100ha（1,000ha/5年）
〔R3予算額〕	760,740千円（うち県民税760,679千円）の内数



公益上重要な伐採跡地への植栽のイメージ



## 気象害等対策

### 1-5 いわて環境の森整備事業（被害森林再生） 【新規】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

気象災害による被害を受けた森林において、早期の更新により公益的機能を回復させるため、倒木等の被害木を除去する。

〔事業内容〕

対象森林 公益林のうち私有林であって、気象災害（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、雹害）による被害森林  
 施工面積 実損面積0.1ヘクタール未満の森林（5年間の転用を制限）  
 対象経費 倒木等の伐倒処理（伐倒、枝払い、玉切り、集積）

〔事業主体〕 市町村、林業事業者等

〔補助率〕 10 / 10

〔計画量〕 5 ha（25ha / 5年）

〔R3予算額〕 760,740千円（うち県民税760,679千円）の内数



被害森林のイメージ  
 （写真出典：日本林業調査会HP）

### 1-6 いわて環境の森整備事業（枯死木除去） 【新規】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

松くい虫等枯死木の倒木による人身被害や施設損壊等を予防するため、公共施設や道路又は住宅等の周辺の枯死木を除去する。

〔事業内容〕

対象森林 私有林であって、病害虫（松くい虫、ナラ枯れ）による被害森林（5年間の転用を制限）  
 対象樹種 アカマツ、ナラ類  
 対象経費 枯死木等の伐倒処理（伐倒、枝払い、玉切り、集積）

〔事業主体〕 市町村、林業事業者等

〔補助率〕 10 / 10

〔計画量〕 75m<sup>3</sup>（375m<sup>3</sup> / 5年）

〔R3予算額〕 760,740千円（うち県民税760,679千円）の内数



施設に隣接する枯死木

## 路網整備

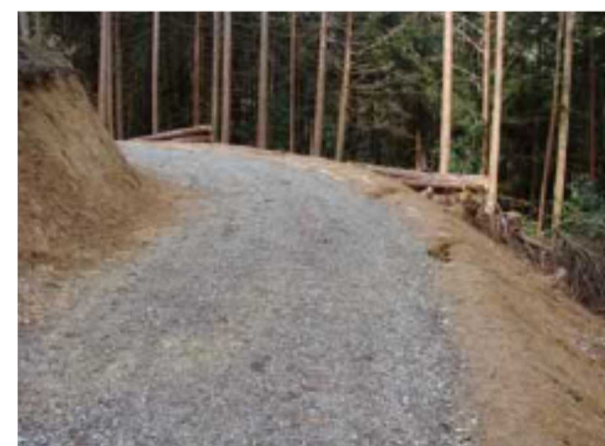
### 1-7 いわて環境の森整備事業（作業道整備） 【新規】

（担当）林業振興課・森林整備課 （事業区分）補助事業

奥地に位置する管理の行き届かない森林において、上記1-1、1-3、1-4の事業を効率的に実施するため、作業等に必要作業道の開設等を実施する。

〔事業内容〕

規格 幅員 2.5～3.0m  
 路面 砂利敷  
 〔補助率〕 附帯する事業と同じ  
 〔事業主体〕 附帯する事業と同じ  
 〔計画量〕 9,000m（45,000m / 5年）  
 〔R3予算額〕 760,740千円（うち県民税760,679千円）の内数



作業道整備のイメージ  
 （写真出典：林野庁HP）

## 花粉症対策

### 2 花粉症対策等採種園整備事業 【新規】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 県事業

花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉症対策スギやカラマツの種子の安定供給に必要な採種園を整備する。

〔事業内容〕 新たに花粉症対策スギ及びカラマツ採種園を整備  
・花粉症対策スギミニチュア採種園 5.9ha / 5年  
・カラマツ採種園 4.2ha / 5年

〔R3 予算額〕 18,164千円



スギミニチュア採種園



カラマツ採種園

## 林野火災対策

### 3 林野火災予防対策事業 【新規】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 県事業

林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、初期消火活動に必要な資機材の整備や、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援する。

〔事業内容〕  
消化資機材の整備 初期消火資機材を配備  
広報宣伝活動 テレビCM、ラジオ、航空機による広報  
地域防火活動支援 山火事防止パトロール活動や、森林作業道等の路網マップ作成を支援  
〔R3 予算額〕 9,761千円 (うち県民税8,386千円)



林野火災

## 「森林との共生」の取組

### R 3 事業内容

#### 森林づくり

#### 4 県民参加の森林づくり促進事業 【継続】

(担当) 林業振興課 (事業区分) 補助事業

県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画の促進を図るため、地域住民や団体等が主体的に取り組む「森林をつくる活動」、「森林を学び活かす活動」や「森林資源を活かす活動」などを支援する。

〔事業内容〕

森林をつくる活動(森林整備活動)

未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動等を支援。

森林の手入れを行う多様な人材育成活動(担い手育成活動)

新たに活動する個人や非営利団体等を対象とし、森林施業等の研修活動を支援。

森林を学び活かす活動(森林環境学習活動)

森林整備の必要性等を学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動等を支援。

森林資源を活かす活動(県産材利用促進活動)

木材・木材製品等の県産材利用促進活動や公的森林公園における県産材利用促進活動を支援。

〔補助率〕

～ 定額(上限100万円)

県産材利用促進: 1/3(上限100万円)

森林公園整備: 定額(上限250万円)

〔事業主体〕

市町村、各種団体(地域住民団体、NPO等)

〔R 3 予算額〕 43,049千円



森林を学び活かす活動



森林資源を生かす活動  
(保育園への木製遊具の設置)

#### 5 森林・山村多面的機能発揮対策事業 【継続】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 補助事業

森林の多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化などの取組を支援する。

〔事業内容〕

地域協議会を通じて、森林所有者や地域住民等で構成した活動組織が実施する森林整備や森林資源の利活用、路網の整備等を支援する。

〔補助率〕

1/8等(国3/4、市町村1/8等)

〔事業主体〕

いわて里山再生地域協議会(活動主体: 地域住民等による活動組織)

〔R 3 予算額〕

26,974千円(うち県民税26,849千円)



刈払い・落ち葉掻き後のアカマツ林



スギ間伐材の利用

## 木材利用

### 6 木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用の取組 【新規】

(担当) 林業振興課 (事業区分) 県事業

県産木材の温もりや心地よさの体感等を通じ、木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成・普及啓発を図るため、県民向け施設等における県産木材の利用を推進する。

〔事業内容〕

木育の推進を目的とし、教育施設において、木材製品の設置などを実施

木育の推進及び県産木材の普及啓発を目的とし、公共的施設において、木材製品の設置などを実施

〔R3 設置予定施設〕

教育施設

県庁保育所「うちまる保育園」、いわてこどもの森、県内保育所、認定こども園、県立高等学校、県立野外活動センター、県立青少年の家、県立病院内保育所

公共的施設

いわて県民情報交流センター「アイーナ」、企業支援拠点「岩手イノベーションベース」、いわて花巻空港、県北運転免許センター、県庁待合スペース

〔R3 予算額〕 106,377千円



県産木材活用例 (イーストピアみやこ)



県産木材活用例 (イーストピアみやこ)

## 森林環境学習

### 7 いわて森のゼミナール推進事業 【継続】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 県事業

森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童・生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供する。

〔事業内容〕

森林環境学習会

小中学校や各種団体等における下記の取組に対し、森林インストラクター等の講師派遣を実施

樹木観察などの森林環境学習

自然観察や木工・クラフト体験

森林環境学習指導者研修会(指導者研修会、情報交換会)

地域住民の自主的な森林づくり活動などの取組が県内各地で活発に行われるよう、地域活動を実践するリーダーのスキルアップを図る指導者研修と情報交換会を実施

〔R3 予算額〕 5,019千円



森林環境学習会



森林環境学習指導者研修会

8 森林公園機能強化事業 【新規】(事業実施期間：R3～R4)

(担当) 森林保全課 (事業区分) 県事業

広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育拠点施設である森林公園の機能強化を実施する。

〔事業内容〕

バリアフリーの推進 展示施設や遊歩道等のバリアフリー化  
外国人利用者への対応 案内標識等の外国語対応  
多様な年齢層への対応 木製遊具の設置等

【整備イメージ】

〔計画箇所数〕 県の森林公園 5カ所

〔R3予算額〕 111,972千円



遊歩道のバリアフリー化(舗装)



木製遊具の設置

普及啓発

9 全国植樹祭開催準備事業 【新規】(事業実施期間：R3～R5)

(担当) 森林整備課 (事業区分) 県事業

豊かな国土の基盤である森林・緑の重要性に対する国民的理解を深めるため、第73回全国植樹祭(令和5年春季)の開催や開催に向けた様々な機運醸成の取組を通じて、「森林・林業の役割や重要性」と「県民税の趣旨や取組」を併せてPRする。

〔事業内容〕

全国植樹祭の開催準備

- ア 実施計画の作成
- イ お野立所の設計

機運醸成の取組を通じた普及啓発

- ア 情報発信(専用ホームページの作成、PR用着ぐるみ作成、県内イベントでのPR等)
- イ 県内児童等による記念植樹用苗木の育成

〔R3予算額〕 23,425千円(うち県民税20,179千円)



PRキャラクター わんこきょうだい

10 いわたの森林づくり普及啓発事業 【継続】

(担当) 林業振興課 (事業区分) 県事業

森林環境の保全に対する県民意識の醸成を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわたの森林づくり県民税の趣旨や取組などについて、多様な手法で発信する。

〔事業内容〕

テレビCM、新聞広告等による広報の実施  
WEBメディアによる情報発信(Twitter、YouTube広告等)  
森林環境学習支援パンフレットの配布  
県民・森林所有者向け事業周知チラシの配布 等

〔R3予算額〕 16,516千円



R2年度テレビCM



R2年度新聞広告

## 人材育成

### 11 いわて森林づくり推進人材育成事業 【新規】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 県事業

地域における森林整備活動を推進するため、公益的機能の維持増進に向けた森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざして関係者の合意形成や連携、調整を図る人材を育成する。

〔事業内容〕 地域の森林整備活動の核となることが期待される者を対象として、針広混交林化など環境重視の森林づくりに関する研修をはじめ、合意形成のためのコミュニケーション研修、森林整備活動における安全指導研修等を実施し、「いわて森林づくりコーディネーター」を育成。

〔育成人数〕 3箇年で20名程度(各現地機関2名程度)

〔R3予算額〕 3,000千円

いわて環境の森整備事業（混交林誘導伐）施工地調書審査基準（案）

（目的）

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助実施要領（以下「実施要領」という。）第4第6項に規定するいわて環境の森整備事業（混交林誘導伐）施工地調書（実施要領様式第1号別紙2。以下「施工地調書」という。）の審査について必要な事項を定め、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

（選定基準との適合）

第2 提出のあった施工地調書について、別表の選定基準に適合しているか確認する。

（1）事業対象森林の確認

ア 対象森林が、私有林であるか確認する。

イ 対象森林が、人工林であるか確認する。

ウ 対象森林が、実施要領第2に規定する公益林であるか、施工地一覧表及び森林簿により確認する。公益林となっていない場合にあっては、市町村長に公益林への変更手続が行われているか確認する。

（2）採択基準への適合

ア 対象樹種が、スギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であるか確認する。

なお、アカマツ天然生林である場合は、地域において保全上重要で、立木の密度が高い森林であるか確認する。

イ 対象齢級が、4から12齢級であるか確認する。

なお、3齢級及び13齢級以上である場合は、地域において保全上重要な森林で、立木の密度が高いなど、対象とするべき森林であるか確認する。

ウ 1施工地の面積が、0.1ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であるか確認する。

なお、団地の考え方は、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であり、概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれることとする。

（3）保安林である場合には、以下について確認する。

ア 損失補償の対象となっていないこと。

イ 既往の治山事業施工地でないなど、治山事業の採択基準を満たしていないこと。

ウ 治山事業の採択基準を満たしていても、一定の期間にわたって森林整備を実施できていないこと。

（4）事業内容（整備方針）の確認

事業の目的を踏まえ、森林の現況に応じて混交林誘導伐を実施し、針広混交林への誘導・整備が計画されているか確認する。

ア 植栽木について、本数率で概ね50パーセント以上の間伐（混交林誘導伐）が計画されていること。

イ 間伐木を残木する場合は、土留柵等に活用し、対象森林の区域内に集積することが計画されていること。または、混交林誘導伐により発生した未利用間伐材を有効活用するため、搬出・集積が計画されていること。

(5) 森林所有者の同意の確認

ア いわて環境の森整備事業施工地一覧表（実施要領様式第1号別紙1。以下「施工地一覧表」という。）に記載されている森林所有者であるか、土地登記簿謄本、課税台帳等により確認する。

イ 施工地一覧表に記載されている森林所有者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

なお、森林所有者以外の者が、当該森林の全部又は一部に登録した権利（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等）を有する場合にあっては、権利者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

(6) 補助事業者の資格確認

補助事業者が指名競争入札参加資格基準に適合し、「森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）に登録されている事業者であるか、資格者名簿により確認する。

(森林整備の必要性)

第2 提出のあった施工地調書について、緊急に整備が必要な森林であるか審査する。

(1) 森林の現況

森林の現況に関する記載事項及び写真について、事業の必要性（高密度な林相の状況、手入れ不足による林冠の閉鎖、下層植生の少ない状況等）が明確に示されているか審査する。

(2) 森林整備（事業実施）の必要性

ア 対象森林の荒廃状況及び森林整備の必要性が、森林の現況を踏まえて適切に記載されているか審査する。

イ 森林所有者自らが森林整備を行うことが困難である状況について、記載されているか審査する。

ウ 対象森林の下流域に集落、公共施設、取水施設等が存在するなど、公益上重要な森林であることが記載されているか審査する。

(位置図及び区域図の確認)

第3 いわて環境の森整備事業位置図（実施要領様式第1号別紙3。以下「位置図」という。）及びいわて環境の森整備事業区域図（実施要領様式第1号別紙4。以下「区域図」という。）が各様式の注意書きに従って作成されているか確認する。

(森林作業道整備の必要性)



第4 森林作業道整備が計画されている場合は、混交林誘導伐に附帯して、森林作業道を整備する必要があるか審査する。

(1) 森林作業道整備の必要性

提出のあった施工地調書、位置図及び区域図から、混交林誘導伐の付帯事業として、森林作業道を整備する必要があるか審査する。

(2) 森林作業道の延長の確認

ア 施工地の地形条件、作業の困難性等の観点から、事業目的の達成上、必要最小限の森林作業道の延長とする計画となっているか審査する。

イ 施工地に到達するまでの延長が、施工地内に整備する森林作業道の延長を超えていないか審査する。

(提出書類の是正)

第5 審査の結果、施工地調書等の提出書類に不備がある場合又は記載内容に疑義がある場合は、事業施工地を所管する広域振興局長を通じて、是正等の措置を行うよう指示することがある。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表 いわて環境の森整備事業（混交林誘導伐）施工地選定基準

項 目		選 定 基 準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
	採択基準	④ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。
⑤ 対象齢級は、原則として4から12齢級であること。 ただし、3齢級及び13齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取り扱うものであること。		
⑥ 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方（団地性の判断）については、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であるものとする。（概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。）		
その他	⑦ 保安林の場合は以下であること。 ア 損失補償の対象となっていないこと。 イ 既往の治山事業施工地でないなど、治山事業の採択基準を満たしていないこと。 ウ 治山事業の採択基準を満たしていても、一定の期間にわたって森林整備を実施できていないこと。	
森林整備の必要性に関する事項		⑧ 森林整備の必要性が記載事項等により明確に示されていること。 ア 対象森林の荒廃状況等が示されていること。 イ 森林所有者自らが森林整備を行うことが困難である状況が示されていること。 ウ 対象森林の下流域に集落、公共施設、取水施設等が存在するなど、公益上の重要性が示されていること。
事業内容（整備方針）に関する事項		⑨ 森林の現況に応じて混交林誘導伐を実施し、針広混交林へ誘導・整備が計画されていること。 ア 植栽木について、本数率で概ね50パーセント以上の間伐（混交林誘導伐）が計画されていること。 イ 間伐木を残木する場合は、土留柵等に活用し、対象森林の区域内に集積することが計画されていること。または、混交林誘導伐により発生した未利用間伐材を有効活用するため、搬出・集積が計画されていること。
森林所有者に関する事項		⑩ 協定書の締結に同意していること。
補助事業者に関する事項		⑪ 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。
森林作業道に関する事項		⑫ 混交林誘導伐の付帯事業として、適切な計画となっていること
		⑬ 森林作業道の延長が、必要最小限の計画となっていること 施工地に到達するまでの延長が、施工地内の延長を超えていないこと

いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）施工地調書審査基準（案）

（目的）

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助実施要領（以下「実施要領」という。）第4第6項に規定するいわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）施工地調書（実施要領様式第1号別紙2。以下「施工地調書」という。）の審査について必要な事項を定め、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

（選定基準との適合）

第2 提出のあった施工地調書について、別表の選定基準に適合しているか確認する。

（1）事業対象森林の確認

ア 対象森林が、私有林であるか確認する。

イ 対象森林が、実施要領第2に規定する公益林であるか、施工地一覧表及び森林簿により確認する。公益林となっていない場合にあっては、市町村長に公益林への変更手続が行われているか確認する。

（2）採択基準への適合

ア 対象樹種が、ナラ類等を含む広葉樹であるか確認する。

イ 前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径30キロメートル以内の区域にある施工地であるか確認する。

ウ 対象齢級が、6齢級以上であるか確認する。

エ 1施工地の面積が、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であるか確認する。

なお、団地の考え方は、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であり、概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれることとする。

（3）事業内容（整備方針）の確認

ア ナラ類を含む広葉樹を伐倒し、直径10センチメートル以上の樹幹部及び枝条部を全て林外に搬出する計画となっていることを確認する。

イ ナラ枯れの被害地域（前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径2キロメートル以内の区域）から搬出したナラ類を含む広葉樹は、春実施（4～6月）であれば6月20日、秋実施（7～3月）であれば、3月20日までにチップ工場等で破砕処理（破砕後の木片の厚さ10ミリメートル以下）を行う計画となっていることを確認する。

ウ 「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に遵守した計画となっていること。

（4）森林所有者の同意の確認

ア いわて環境の森整備事業施工地一覧表（実施要領様式第1号別紙1。以下「施工地一覧表」という。）に記載されている森林所有者であるか、土地登記簿謄本、課税台帳等により確認する。

イ 施工地一覧表に記載されている森林所有者全員の同意が得られているか、同意書によ

り確認する。

なお、森林所有者以外の者が、当該森林の全部又は一部に登録した権利（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等）を有する場合にあつては、権利者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

(5) 補助事業者の資格確認

補助事業者が市町村以外の場合、「森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）又は「岩手県意欲と能力のある林業経営体」（以下「登録名簿」）に登録されている事業者であるか、資格者名簿又は登録名簿により確認する。

（森林整備の必要性）

第2 提出のあった施工地調書について、森林整備が必要な森林であるか審査する。

(1) 森林の現況

森林の現況に関する記載事項及び写真について、事業の必要性（施工地の被害状況や森林の現況等）が明確に示されているか審査する。

(2) 森林整備（事業実施）の必要性

森林整備の必要性が、森林の現況や被害状況を踏まえて適切に記載されているか審査する。

（位置図及び区域図の確認）

第3 いわて環境の森整備事業位置図（実施要領様式第1号別紙3。以下「位置図」という。）及び区域図が各様式の注意書きに従って作成されているか確認する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表 いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）施工地選定基準

項 目		選 定 基 準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象	① 公益林であること。
		② 私有林であること。
	採択基準	③ 対象樹種は、ナラ類等を含む広葉樹であること。
		④ 施工地は、前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径30キロメートル以内の区域にあること。
		⑤ 対象齢級は、6 齢級以上であること。
		⑥ 1 施工地の面積は、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方（団地性の判断）については、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であるものとする。（概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。）
事業内容に関する事項	⑦ ナラ類を含む広葉樹を伐倒し、直径10センチメートル以上の樹幹部及び枝条部を全て林外に搬出する計画となっていること。 ⑧ ナラ枯れの被害地域（前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径2キロメートル以内の区域）から搬出したナラ類を含む広葉樹は、春実施（4～6月）であれば6月20日、秋実施（7～3月）であれば、3月20日までにチップ工場等で破砕処理（破砕後の木片の厚さ10ミリメートル以下）を行う計画となっていること。 ⑨ 「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に遵守した計画となっていること。	
森林所有者に関する事項	⑩ 土地登記簿謄本、課税台帳等により確認した森林所有者及び権利者（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等を有する者）の全員が同意していること。	
補助事業者に関する事項	⑪ 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力の林業経営体に登録されている事業者であること。	



いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）施工地調書審査基準（案）

（目的）

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助実施要領（以下「実施要領」という。）第4第6項に規定するいわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）施工地調書（実施要領様式第1号別紙2。以下「施工地調書」という。）の審査について必要な事項を定め、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

（選定基準との適合）

第2 提出のあった施工地調書について、別表の選定基準に適合しているか確認する。

（1）事業対象森林の確認

ア 対象森林が、私有林であるか確認する。

イ 対象森林が、アカマツ林であるか確認する。

ウ 対象森林が、実施要領第2に規定する公益林であるか、施工地一覧表及び森林簿により確認する。公益林となっていない場合にあっては、市町村長に公益林への変更手続が行われているか確認する。

（2）採択基準への適合

ア 松くい虫被害防除監視帯及び松くい虫被害が発生している地域であるか確認する。

イ 対象齢級が、4から12齢級であるか確認する。

（ただし、3齢級及び13齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱う）

ウ 1施工地の面積が、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であるか確認する。

なお、団地の考え方は、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であり、概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれることとする。

（3）事業内容（整備方針）の確認

ア アカマツ枯損木等の伐採により、広葉樹林への更新が見込まれる計画であるか確認する。

イ 「アカマツの伐採施業指針」及び「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」に遵守した計画であるか確認すること。

（4）森林所有者の同意の確認

ア いわて環境の森整備事業施工地一覧表（実施要領様式第1号別紙1。以下「施工地一覧表」という。）に記載されている森林所有者であるか、土地登記簿謄本、課税台帳等により確認する。

イ 施工地一覧表に記載されている森林所有者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

なお、森林所有者以外の者が、当該森林の全部又は一部に登記した権利（地上権、賃

借権、鉱業権、抵当権、地益権等)を有する場合にあっては、権利者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

(5) 補助事業者の資格確認

補助事業者が市町村以外の場合、「森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿」(以下「資格者名簿」という。)又は「岩手県意欲と能力のある林業経営体」(以下「登録名簿」)に登録されている事業者のうち、岩手県松くい虫防除技術専門員が所属する事業者であるか、資格者名簿又は登録名簿により確認する。

(森林整備の必要性)

第2 提出のあった施工地調書について、森林整備が必要な森林であるか審査する。

(1) 森林の現況

森林の現況に関する記載事項及び写真について、事業の必要性(施工地の被害状況や森林の現況)が明確に示されているか審査する。

(2) 森林整備(事業実施)の必要性

森林整備の必要性が、森林の現況や被害状況を踏まえて適切に記載されているか審査する。

(位置図及び区域図の確認)

第3 いわて環境の森整備事業位置図(実施要領様式第1号別紙3。以下「位置図」という。)及び区域図が各様式の注意書きに従って作成されているか確認する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。



別表 いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）施工地選定基準

項 目		選 定 基 準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象	① 公益林であること。
		② 私有林であること。
	採択基準	③ 対象森林はアカマツ林であること。
		④ 松くい虫被害防除監視帯及び松くい虫被害が発生している地域であること。
		⑤ 対象齢級は、4から12齢級であること。 （ただし、3齢級及び13齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱う）
		⑥ 1施工地の面積は、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方（団地性の判断）については、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であるものとする。（概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。）
事業内容に関する事項	⑦ アカマツ枯損木等の伐採により、広葉樹林への更新が見込まれること。 ⑧ 「アカマツの伐採施業指針」及び「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」に遵守した計画となっていること。	
森林所有者に関する事項	⑨ 土地登記簿謄本、課税台帳等により確認した森林所有者及び権利者（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等を有する者）の全員が同意していること。	
補助事業者に関する事項	⑩ 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力の林業経営体に登録されている事業者のうち、岩手県松くい虫防除技術専門員が所属する事業者であること。	



いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）施工地調書審査基準（案）

（目的）

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助実施要領（以下「実施要領」という。）第4第6項に規定するいわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）施工地調書（実施要領様式第1号別紙2。以下「施工地調書」という。）の審査について必要な事項を定め、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

（選定基準との適合）

第2 提出のあった施工地調書について、別表の選定基準に適合しているか確認する。

（1）事業対象森林の確認

ア 対象森林が、私有林であるか確認する。

イ 対象森林が、実施要領第2に規定する公益林であるか、施工地一覧表及び森林簿により確認する。公益林となっていない場合にあっては、市町村長に公益林への変更手続が行われているか確認する。

ウ 対象森林が、次の（ア）又は（イ）に該当する森林であるか確認する（植栽の場合に限る。）。

（ア） 現状が裸地であり、植栽によらなければ遷移が進む見込みがない森林であること。

（イ） 前生樹が針葉樹の人工林で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な伐採跡地であること。

エ 対象森林が、当該事業で植栽した森林であるか確認する（鳥獣害防止施設等整備及び下刈りの場合に限る。）。

（2）採択基準への適合の確認

ア 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上であるか確認する。

イ 植栽する樹種は、花粉の少ない森林への転換を促進する次のものであるか確認する（植栽の場合に限る。）。

（ア） スギ（花粉症対策品種のみ）

（イ） カラマツ

（ウ） アカマツ（松くい虫抵抗性品種のみ）

（エ） 広葉樹（高木性の樹種のみ）

ウ 植栽本数は、原則、低密度植栽とし、各樹種のha当たりの植栽本数は次の範囲内であるか確認する（植栽の場合に限る。）。

（ア） スギ：1,000本/ha～2,400本/ha

（イ） カラマツ：1,000本/ha～2,000本/ha

（ウ） アカマツ：1,000本/ha～3,200本/ha

（エ） 広葉樹：1,000本/ha～2,000本/ha

エ 下刈りは、林齢が1年生から5年生までか確認する（ただし、カラマツについては、原則、1年生から3年生までか確認する。）。

(3) 保安林である場合には、以下について確認する。

ア 既往の治山事業施工地でないなど、治山事業の採択基準を満たしていないこと。

イ 治山事業の採択基準を満たしていても、一定の期間にわたって森林整備を実施できていないこと。

(4) 事業内容（整備方針）の確認

森林の現況に応じて植栽等を実施し、森林への再生が計画されているか、以下について確認する。

ア 森林の現況や森林所有者の現状を踏まえ、当該事業の実施が必要であること。

イ 植栽する樹種や本数について、気候や地形的な条件等を踏まえ、適切に計画されていること。

ウ 植栽木の鳥獣害による被害が懸念される場合は、食害防止柵等の対策が適切に計画されていること。

(5) 森林所有者の同意の確認

ア いわて環境の森整備事業施工地一覧表（実施要領様式第1号別紙1。以下「施工地一覧表」という。）に記載されている森林所有者であるか、土地登記簿謄本、課税台帳等により確認する。

イ 施工地一覧表に記載されている森林所有者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

なお、森林所有者以外の者が、当該森林の全部又は一部に登録した権利（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等）を有する場合にあっては、権利者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

ウ 森林所有者と補助事業者の間で、当該事業に係る受委託契約等を締結している、又は締結する予定であることを確認する。

(6) 補助事業者の資格確認

補助事業者が指名競争入札参加資格基準に適合し、「森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）に登録されている事業者であるか、資格者名簿により確認する。

（森林整備の必要性）

第3 提出のあった施工地調書について、緊急に整備が必要な森林であるか審査する。

(1) 森林の現況

森林の現況に関する記載事項及び写真について、事業の必要性（針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な伐採跡地である等）が明確に示されているか審査する。

(2) 森林整備（事業実施）の必要性

ア 対象森林の荒廃状況及び森林整備の必要性が、森林の現況を踏まえて適切に記載されているか審査する。

イ 森林所有者の現状を踏まえ、当該事業の実施が必要性について、記載されているか審

査する。

ウ 対象森林の下流域に集落、公共施設、取水施設等が存在し、公益上重要な森林であることが記載されているか審査する。

(位置図及び区域図の確認)

第4 いわて環境の森整備事業位置図（実施要領様式第1号別紙3。以下「位置図」という。）及び区域図が各様式の注意書きに従って作成されているか確認する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

項目		選定基準
森林に関する事項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		【植栽の場合】 ③ 次のア又はイに該当する森林であること。 ア 現状が裸地であり、植栽によらなければ遷移が進む見込みがない森林であること。 イ 前生樹が針葉樹の人工林で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な伐採跡地であること。
		【鳥獣害防止施設等整備及び下刈りの場合】 ④ 当該事業で植栽した森林であること。
	採択基準	⑤ 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上であること。
		【植栽の場合】 ⑥ 植栽する樹種は、花粉の少ない森林への転換を促進する次のものであること。 ア スギ（花粉症対策品種のみ） イ カラマツ ウ アカマツ（松くい虫抵抗性品種のみ） エ 広葉樹（高木性の樹種のみ）
		【植栽の場合】 ⑦ 植栽本数は、原則、低密度植栽とし、各樹種のha当たりの植栽本数は次の範囲内であること。 ア スギ：1,000本/ha～2,400本/ha イ カラマツ：1,000本/ha～2,000本/ha ウ アカマツ：1,000本/ha～3,200本/ha エ 広葉樹：1,000本/ha～2,000本/ha 【下刈りの場合】 ⑧ 下刈りは、1年生から5年生ままでを対象とする。（ただし、カラマツについては、原則、1年生から3年生ままでを対象とする。）
その他	⑨ 保安林の場合は以下であること。 ア 既往の治山事業施工地でないなど、治山事業の採択基準を満たしていないこと。 イ 治山事業の採択基準を満たしていても、一定の期間にわたって森林整備を実施できていないこと。	

項 目	選 定 基 準
事業内容（森林整備（事業実施）の必要性、整備方針）に関する事項	⑩ 森林の現況に応じて植栽等を実施し、森林への再生が計画されていること。 ア 森林の現況や森林所有者の現状を踏まえ、当該事業の実施が必要であること。 イ 植栽する樹種や本数について、気候や地形的な条件等を踏まえ、適切に計画されていること。 ウ 植栽木の鳥獣害による被害が懸念される場合は、食害防止柵等の対策が適切に計画されていること。
森林所有者に関する事項	⑪ 当該事業の実施に同意し、補助事業者と受委託契約等を締結している、又は締結する予定であること。
補助事業者に関する事項	⑫ 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。





いわて環境の森整備事業（被害森林再生）施工地調書審査基準（案）

（目的）

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助実施要領（以下「実施要領」という。）第4第6項に規定するいわて環境の森整備事業（被害森林再生）施工地調書（実施要領様式第1号別紙2。以下「施工地調書」という。）の審査について必要な事項を定め、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

（選定基準との適合）

第2 提出のあった施工地調書について、別表の選定基準に適合しているか確認する。

（1）事業対象森林の確認

ア 対象森林が、私有林であるか確認する。

イ 対象森林が、実施要領第2に規定する公益林であるか、施工地一覧表及び森林簿により確認する。公益林となっていない場合にあっては、市町村長に公益林への変更手続が行われているか確認する。

（2）採択基準への適合

ア 気象災害（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、雹害）が発生した森林であるか確認する。

イ 1 施工地の面積は、被害前の本数に対する被害本数の割合を乗じて算出した実損面積が0.1ヘクタール未満であること。

（3）事業内容の確認

ア 森林の更新を促すよう被害木（幹折れ、根返り、傾斜）の伐倒処理が適正に計画されているか確認する。

イ アカマツの除去については「アカマツの伐採施業指針」及び「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」を遵守した計画であるか確認すること。

ウ ナラ類を含む広葉樹の除去については、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守した計画であるか確認すること。

（4）森林所有者の同意の確認

ア いわて環境の森整備事業施工地一覧表（実施要領様式第1号別紙1。以下「施工地一覧表」という。）に記載されている森林所有者であるか、土地登記簿謄本、課税台帳等により確認する。

イ 施工地一覧表に記載されている森林所有者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

なお、森林所有者以外の者が、当該森林の全部又は一部に登記した権利（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等）を有する場合にあっては、権利者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

(5) 補助事業者の資格確認

補助事業者が市町村以外の場合、「森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿」(以下「資格者名簿」という。)又は「岩手県意欲と能力のある林業経営体」(以下「登録名簿」)に登録されている林業事業体等であるか、資格者名簿又は登録名簿により確認する。

(森林整備の必要性)

第2 提出のあった施工地調書について、森林整備が必要な森林であるか審査する。

(1) 森林の現況

森林の現況に関する記載事項及び写真について、事業の必要性(被害発生状況等)が明確に示されているか審査する。

(2) 森林整備(事業実施)の必要性

森林整備の必要性が、被害状況及び森林の現況を踏まえて適切に記載されているか審査する。

(位置図及び区域図の確認)

第3 いわて環境の森整備事業位置図(実施要領様式第1号別紙3。以下「位置図」という。)及び区域図が各様式の注意書きに従って作成されているか確認する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表 いわて環境の森整備事業（被害森林再生）施工地選定基準

項 目		選 定 基 準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象	① 公益林であること。
		② 私有林であること。
	採択基準	③ 1 施工地の面積は、被害前の本数に対する被害本数の割合を乗じて算出した実損面積が0.1ヘクタール未満であること。
事業内容に関する事項		④ 森林の更新を促すよう被害木（幹折れ、根返り、傾斜）の伐倒処理が適正に計画されていること。 ⑤ アカマツの除去については「アカマツの伐採施業指針」及び「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」を遵守した計画となっていること。 ⑥ ナラ類を含む広葉樹の除去については、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守した計画となっていること。
森林所有者に関する事項		⑦ 土地登記簿謄本、課税台帳等により確認した森林所有者及び権利者（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等を有する者）の全員が同意していること。
補助事業者に関する事項		⑧ 補助事業者が市町村以外の場合、森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿または岩手県意欲と能力の林業経営体に登録されている事業体であること。



いわて環境の森整備事業（枯死木除去）施工地調書審査基準（案）

（目的）

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助実施要領（以下「実施要領」という。）第4第6項に規定するいわて環境の森整備事業（枯死木除去）施工地調書（実施要領様式第1号別紙2。以下「施工地調書」という。）の審査について必要な事項を定め、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

（選定基準との適合）

第2 提出のあった施工地調書について、別表の選定基準に適合しているか確認する。

（1）事業対象森林の確認

- ア 対象森林が、私有林であるか確認する。
- イ 対象森林が、森林法第5条に定める森林であるか確認する。

（2）採択基準への適合

- ア 枯死木が松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木（マツノマダラカミキリ又はカシノナガキクイムシが羽化脱出した後の枯死木）であるか確認する。
- イ 公共施設、道路又は住宅の周辺で、枯死木の倒木により人身被害や施設損壊の可能性が高いものであるか確認する。
- ウ 森林所有者が住宅等の所有者と異なることを確認する。

（3）事業内容の確認

事業の目的を踏まえ、人身被害や施設損壊の二次的被害の防止のための計画となっているか確認する。

（4）森林所有者の同意の確認

- ア いわて環境の森整備事業施工地一覧表（実施要領様式第1号別紙1。以下「施工地一覧表」という。）に記載されている森林所有者であるか、土地登記簿謄本、課税台帳等により確認する。
- イ 施工地一覧表に記載されている森林所有者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

なお、森林所有者以外の者が、当該森林の全部又は一部に登録した権利（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等）を有する場合にあっては、権利者全員の同意が得られているか、同意書により確認する。

（5）補助事業者の資格確認

補助事業者が市町村以外の場合、「森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）又は「岩手県意欲と能力のある林業経営体」（以下「登録名簿」に登録されている林業事業者等であるか、資格者名簿又は登録名簿により確認する。

（枯死木除去の必要性）

第2 提出のあった施工地調書について、枯死木除去が必要な森林であるか審査する。

(1) 森林の現況に関する記載事項及び写真について、事業の必要性(枯死経過木の発生状況、周辺の施設の状況等)が明確に示されているか審査する。

(2) 枯死木除去の必要性が、保全する施設等の状況を踏まえて適切に記載されているか審査する。

(位置図及び区域図の確認)

第3 いわて環境の森整備事業位置図(実施要領様式第1号別紙3。以下「位置図」という。)及び区域図が各様式の注意書きに従って作成されているか確認する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表 いわて環境の森整備事業（枯死木除去）施工地選定基準

項 目		選 定 基 準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象	① 対象森林が、森林法第5条に定める森林であること。
		② 私有林であること。
	採択基準	③ 松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木であること。
		④ 公共施設、道路又は住宅等の周辺で、枯死木の倒木により人身被害や施設損壊の可能性が高いものであること。
		⑤ 森林所有者が住宅等の所有者と異なること。
	事業内容に関する事項	④ 人身被害や施設損壊の二次的被害の防止のための計画となっていること。
森林所有者に関する事項	⑤ 土地登記簿謄本、課税台帳等により確認した森林所有者及び権利者（地上権、賃借権、鉱業権、抵当権、地益権等を有する者）の全員が同意していること。	
補助事業者に関する事項	⑥ 補助事業者が市町村以外の場合、森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力の林業経営体に登録されている事業者であること。	

令和2年度いわて環境の森整備事業 施工地選定審査基準(審査)

いわて環境の森整備事業の施工地選定審査に当たっては、下表に掲げる基準を満たしているものを適とする。

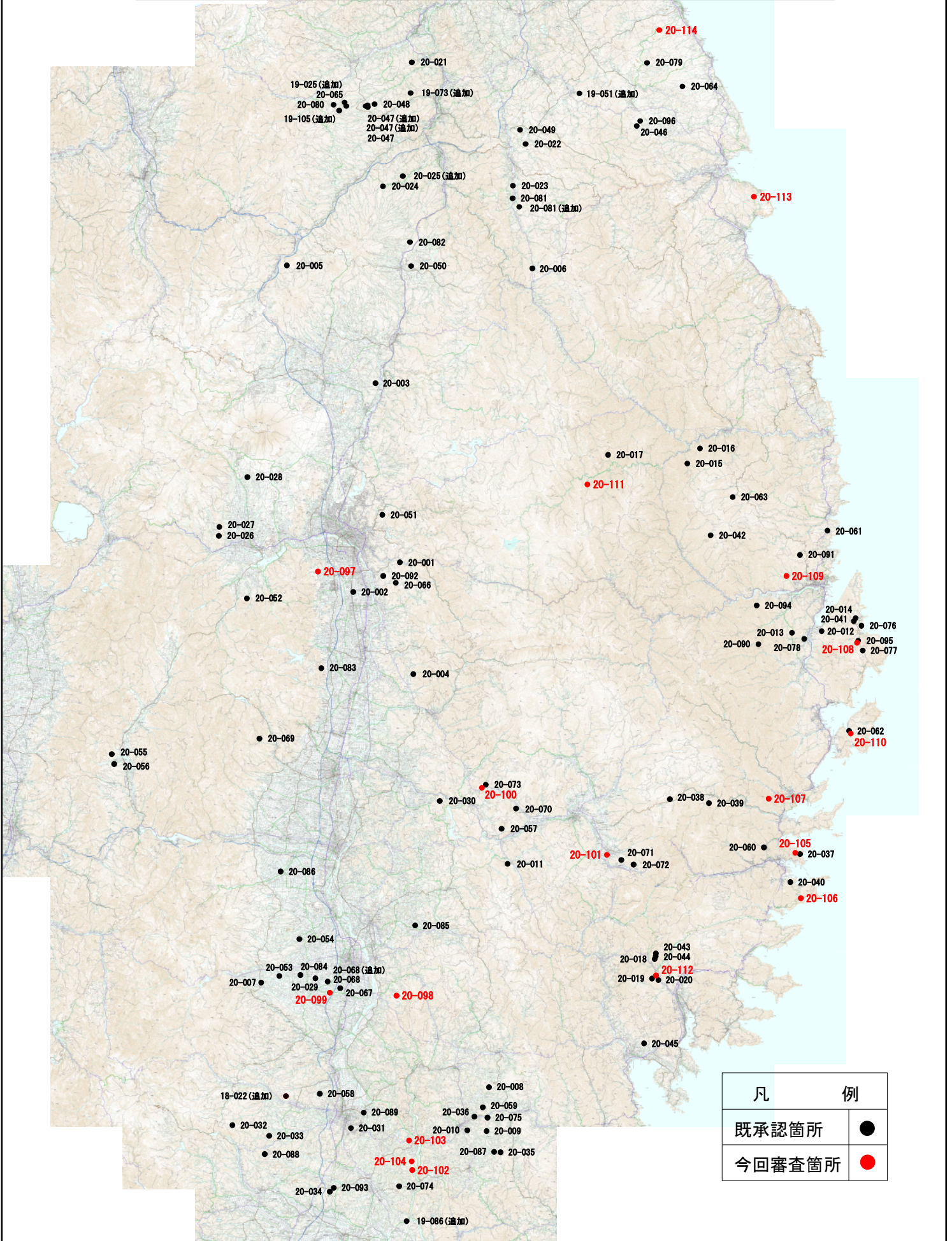
審査項目		審査基準
森林に関する事項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		④ 保安林の場合は以下であること。 ア 損失補償の対象となっていないこと イ 既往の治山事業施工地でないなど、治山事業の採択基準を満たしていないこと ウ 採択基準を満たしていても、一定の期間にわたって森林整備を実施できていないこと
	採択基準	⑤ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。
		⑥ 対象齢級は、原則として4から10齢級であること。 ただし、3齢級及び11齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものであること。
		⑦ 1施工地の面積は、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方(団地性の判断)については、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であるものとする。(概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。)
森林所有者に関する事項	⑧ 協定書の締結に同意していること。 (現時点では口頭による確認)	



令和2年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号	市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
001	20 097	盛岡市	上飯岡	23地割 ほか地内	スギ	4.85	35~50	盛岡広域森林組合	
002	20 098	奥州市	水沢黒石町	袖ノ沢 地内	スギ	9.47	53	(株)小野寺林業	スギ 53年生 9.47ha
003	20 099	奥州市	前沢古城	上北上野 ほか地内	スギ	3.79	41~63	(株)小野寺林業	スギ 59~63年生 1.01ha
004	20 100	遠野市	宮守町	下宮守第9地割 ほか地内	スギ、ヒノキ	4.61	31~50	(株)イワリン	
005	20 101	遠野市	上郷町	佐比内31地割 ほか地内	スギ	1.77	30~50	(株)イワリン	
006	20 102	一関市	花泉町日形	字沼田 地内	ヒノキ	14.58	16~28	岩手県森林整備協同組合	土砂流出防備保安林 4.62ha
007	20 103	一関市	弥栄	茄子沢 ほか地内	スギ、ヒノキ	11.02	23~50	一関地方森林組合	
008	20 104	一関市	弥栄	内ノ目 ほか地内	スギ、ヒノキ	8.17	26~50	一関地方森林組合	
009	20 105	釜石市	釜石	第1地割 地内	スギ、ヒノキ	42.90	30~50	花巻市森林組合	
010	20 106	釜石市	平田	第9地割 地内	スギ	2.16	18~60	釜石地方森林組合	
011	20 107	大槌町	小槌	第20地割 地内	スギ、アカマツ	16.75	43	釜石地方森林組合	
012	20 108	宮古市	重茂	第8地割 地内	スギ、アカマツ	2.24	42~48	岩手県森林整備協同組合	
013	20 109	宮古市	千徳	第24地割 地内	スギ	2.34	35~47	岩手県森林整備協同組合	
014	20 110	山田町	船越	第20地割 ほか地内	スギ、アカマツ	1.14	48~49	岩手県森林整備協同組合	
015	20 111	岩泉町	釜津田	八重沢 地内	スギ、カラマツ	1.52	20~49	岩手県森林整備協同組合	
016	20 112	大船渡市	日頃市町	上板用 ほか地内	スギ	2.95	44~49	気仙地方森林組合	
017	20 113	久慈市	宇部町	第24地割 ほか地内	スギ	1.10	37~49	(株)野田造林	
018	20 114	洋野町	種市	第44割 ほか地内	スギ、ヒノキ、アカマツ	6.04	17~50	久慈地方森林組合	
a	今回計	18施工地				137.40			
b	令和2年度	既承認面積				388.21			
c	a + b					525.61			

# 令和2年度いわて環境の森整備事業施工位置図



凡 例	
既承認箇所	●
今回審査箇所	●

令和2年度いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化促進）施工地調査

番号	年度	事業主体名	所在地	面積	森林の現況	森林整備の必要性	備考
N-20-3	R2	上山林業 有限公司	岩泉町下有芸 字下有芸	3.93ha	当該森林は、ナラ類を含む林齢 52～77年生の広葉樹天然林であ る。 更新については、伐採木の萌芽 により広葉樹林化を図る。	当該施工予定地である岩泉町下 有芸字下有芸は、現時点でナラ枯れ 被害は確認されていないが、約9km 離れた箇所でナラ枯れが確認され た。 このため、被害拡大を未然に防ぐ ため、当地にあるナラ等を伐採利用 し、萌芽更新による若返りを図る必要 がある。また、ナラ林の所有者も、 ナラ枯れ被害侵入前の更新を希望 している。	施工予定地の状況 ・ 公益林 ・ 私所有林 ・ 当年度の被害地 から9km ・ 6歳級以上（52～ 77年生）

令和3年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表

番号	団体所在地	事業区分	実績回数	団体名	事業名
1	滝沢市	森林整備	8	一般社団法人 東北地域環境計画研究会	イヌワシの森整備事業
2	矢巾町	森林整備	12	間伐ボランティアいわて	ボランティアによる人工林の間伐を行う森林整備活動
3	雫石町	森林整備	5	森守の盛	森守の盛森林整備事業2021
4	奥州市	森林整備	5	生母生産森林組合	ボランティア等による下草刈り、忌避剤散布等の森林整備活動
5	一関市	森林整備	3	いちのせき薪の会	ボランティアによる間伐、除伐、刈払い等の森林整備
6	遠野市	森林整備 森林環境学習	8	NPO法人遠野エコネット	森林ボランティア育成事業
7	宮古市	森林整備	14	森を考える会	楽しい森林・林業体験事業
8	岩泉町	森林整備	新	岩泉まつたけ事業協同組合	岩泉まつたけ山づくり協力隊事業
9	久慈市	森林整備	4	くじ ラボ	平庭高原ガーデニング「日本一の白樺美林」魅力アップ事業
10	紫波町	人材育成	7	NPO法人 紫波みらい研究所	紫波みらい研究所里山づくりプロジェクト
11	盛岡市	人材育成	13	NPO法人 いわて森林再生研究会	森のチェーンソー講座(森林作業の安全技術研修)
12	一関市	人材育成	1	砂鉄川水源の森を守る会	森林の手入れを行う森林ボランティアを育成する
13	釜石市	人材育成	1	一般社団法人東北・広域森林マネジメント機構	釜石市・一戸町における山守育成プロジェクト
14	盛岡市	森林環境学習	10	鹿妻穴堰土地改良区	県民参加の森林づくり促進事業
15	盛岡市	森林環境学習	6	特定非営利活動法人 日本メイプル協会	視覚障がい者のための「森の探検隊」
16	盛岡市	森林環境学習	11	なのりの里 生き活きプロジェクト	なのりの里 生き活きプロジェクト事業
17	盛岡市	森林環境学習	新	ノースジャパン素材流通協同組合	青年部会「げんき森林(モリ)モリフェスティバル
18	滝沢市	森林環境学習	3	ツリークライミング@クラブやまねっこ	ツリークライミング@体験と森林勉強会2021
19	雫石町	森林環境学習	8	特定非営利活動法人 わらしゃんど雫石	令和3年度いわての森とふれあう森林体験学習推進事業
20	一関市	森林環境学習	4	金沢生産森林組合	森林総合学習(森林教室、森林作業体験会とノキ・スギ枝打ち作業)
21	一関市	森林環境学習	9	地縁団体奥玉愛林公益会	どんぐりの森づくり大作戦
22	奥州市	森林環境学習	6	ノームの会	ノームの森づくり事業
23	遠野市	森林環境学習 県産材利用促進	15	遠野市	とおの里山美林推進事業
24	宮古市	森林環境学習	12	宮古市	みやこ市民の森づくり事業
25	久慈市	森林環境学習	8	久慈地方木材青壮年協議会	親子で木とのふれあい体験
26	二戸市	森林環境学習	8	馬淵川上流流域森林・林業活性化センター	令和3年度カシオペアフォレストスクール事業
27	盛岡市	県産材利用促進	1	盛岡市	盛岡市都南つどいの森遊具整備事業
28	釜石市	県産材利用促進	1	釜石市	県産材を活用した木製バス待合所設置事業

令和3年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領

1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。

2 募集対象活動

(1) 対象となる活動(表-1)

募集する活動の分類		補助率	補助上限	対象団体
<b>1 森林をつくる活動</b>				
森林整備活動 (1)	未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 《例》NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 企業による森づくりボランティア活動	10/10 以内	100万円	市町村 各種団体 (5)
森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動			
<b>2 森の手入れを行う多様な担い手を育成する活動</b>				
人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等(2)を対象とした森林施業等の研修活動 《例》新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催	10/10 以内	100万円	NPO団体 県内に事務所又は事業所を有する法人
<b>3 森林を学び活かす活動</b>				
県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動(3) 《例》 ・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・森林環境学習の一環として実施する木工教室(4)、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催	10/10 以内	100万円	
<b>4 森林資源を活かす活動</b>				
循環型社会形成のための県産材利用活動 (6)	小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設(7)における木材・木材製品などの県産材(8)利用促進活動 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設(9)における木材・木材製品などの県産材利用促進活動	1/3 以内	100万円	は市町村 各種団体 (10) 、は市町村
	森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動 《例》 ・地元で製材加工した地元材による木製備品を教育施設に設置し、児童生徒を対象とした森林環境学習会を開催 ・県産材で製作したテーブルや椅子を公民館などに設置し、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催 ・県産材で製作した案内板等を公的森林公園に設置	10/10 以内	250万円	

## 【対象となる活動（表 - 1）の注意事項】

### 1 森林整備活動関係

- ( 1 )活動の対象森林は、県内の私有林のうち公益林(市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林)及び公益林になることが見込まれる箇所とします。(原則として事業実施後1年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。)  
ただし、当該年度に他の補助事業が導入される森林は対象外とします。

### 2 人材育成関係

- ( 2 )森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とします。

### 3 森林環境学習関係

- ( 3 )本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- ( 4 )木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- ( 5 )各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- ( 6 )本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

#### 《森林環境学習や普及啓発活動の展開について》

R3年度から県民税DVDの貸与やパンフレット配付により、閲覧による森林環境学習機会の創出に加え、県産材や県民税活用表示、お披露目会、マスコミへの投げ込みをセット化し、R3年度から統一展開することとします。

なお上記に加え、森林環境学習や普及啓発活動を自主的に展開することの制限はありません。

- ( 7 )教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- ( 8 )本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング( )とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
- また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
- フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として50%以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- ( 9 )公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- ( 10 )「4 森林資源を活かす活動」の活動の応募団体は、市町村、民法(明治29年法律第89号)第34条に定める公益法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に定める社会福祉法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人に限ります。

## (2) 対象外の活動

既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。

他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。

施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。

ア いわたの森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置

イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置

特定の者の利益になると認められる活動。

政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。

安全対策等が不十分と認められる活動。

その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

## 3 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和4年3月21日まで

## 4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

## 5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費は以下のとおりです。

ただし、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表 - 2)

費目	内容
賃金	外部補助員賃金等
報償費	外部専門家謝金等
旅費	外部専門家旅費等
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等
役務費	通信運搬費、傷害保険料等
委託料	委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等
原材料費	苗木代、木材代等
備品購入費	機械機具等購入費

留意事項は別表（補助対象経費）のとおり

## (2) 補助対象外となる主な経費

活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費

活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費

取得単価が5万円を超える物品及び備品の購入（5万円超過分は団体等の負担）

活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料

（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

### (3) 留意事項

賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。

看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものとせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。

用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。

森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知）

## 6 補助率

(1) 1/3以内（上記2の表-1中「4森林資源を活かす活動」）

(2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動」以外）

## 7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円（4森林資源を活かす活動は上限250万円）〕

ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

## 8 企画の応募

### (1) 応募期間

令和3年2月1日（月）から同年2月22日（月）まで

### (2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

【様式第1号】令和3年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について

【様式第2号】企画概要書

【様式第3号】企画書

【様式第4号】団体の概要 市町村が応募する場合は不要

【様式第5号】同意書 活動内容によっては不要

【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

### (3) 書類の提出先

応募団体の住所地を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

## 9 企画書の審査

提出された企画概要書、企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。

審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。（その際の費用は、各団体の負担となります。）

### (1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。



(2) 自主性

地域住民等の自主的な取り組みとなっているか。

(3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

(4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。  
結果は応募団体に通知します。

11 補助金の交付申請及び補助対象経費

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。(交付決定前に使用した経費は団体負担)

12 事業の周知等

- (1) 事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。
- (2) 事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。(事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。)
- (3) 継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

**【周知の例】**

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成しておりますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。(電子データが必要な場合は提供します。)



ますので、積極的な活用をお願いします。

「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

出し



### 13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。  
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械機具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(厚生労働省)を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等(ホームページ)

**【公益社団法人国土緑化推進機構】**

子どもたちと森のステキな出会いのために ~ 森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A ~

**【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】**

森づくり安全技術マニュアル 等

(別表) 補助対象経費

費目	内 容	留 意 事 項
賃 金	外部補助員の雇用に係る賃金	1人1日当たり 11,000円を上限とする。 賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	1人1時間当たり4,100円を上限とする。 外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は、活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。 外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。 間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。
旅 費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費 と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。 林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。 使用頻度が低い物品、補助事業以外に汎用性がある物品及び個人で準備することが適当と考えられる物品は、補助対象外とする。 ヘルメットやチャップスなど取得単価が10,000円を超える物品は、管理台帳を整備し、関係書類と併せて適切に保管すること。
役務費	通信運搬費(郵送料等)、 傷害保険料等	事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき10,000円を上限とし対象経費とする。 広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。 傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。

委託料	委託料	<p>特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。</p> <p>金額が10万円を超えるものについては、2人以上の者から見積書を徴すること。</p>
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	<p>外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。</p> <p>活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。</p>
原材料費	苗木代（緑化木を含む。）、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	<p>苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。</p> <p>木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。</p> <p>活動周知用看板は、華美、高価なものとしなないこと。</p> <p>看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。</p>
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	<p>備品は、性質形状を変えることなく、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。</p> <p>備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。</p> <p>備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。</p> <p>備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。</p>

上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。

様式第1号

年 月 日

岩手県知事様

(団体名)

(代表者 職・氏名)

印

(所在地) 〒

(電話番号)

令和3年度いわての森林づくり県民税県民参加の森林づくり促進事業企画書について  
標記について、募集要領に定める各規定に同意の上、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 【様式第2号】企画概要書
- 2 【様式第3号】企画書
- 3 【様式第4号】団体の概要
- 4 【様式第5号】同意書
- 5 【その他】 団体のPR資料やパンフレット、活動内容、活動実績に関する資料

## 様式第2号

## 令和3年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団 体 名				審査番号	
代表者職氏名				採択回数	回
団体所在地				構成員数	-
事業名				申請区分	
活動場所					
事業の目的					
事業の内容					
活動期間	令和3年 月～令和 年 月				
参加予定者数	令和 年 月 開催予定 人				
補助対象額(円) 積算内訳は企画書の12積算内訳を参照	費 目	R 2年度	R 3年度	比較増減	備 考
	賃 金				
	報 償 費	-			
	旅 費	-			
	需 用 費	-			
	役 務 費				
	委 託 料				
	使 用 料				
	原 材 料 費				
	備品購入費				
	合 計				
安全対策の内容	保険加入	補償			
	有・無	内容			
特 記 事 項					

企 画 書

団体名

1 事業名

[活動区分: ](募集要領2(1)の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

4 事業内容

(1) 活動内容

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等(「4森林資源を活かす活動」の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

オ 設置(搬入)後の活用方法

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策〔1(1)森林整備活動の場合に記入すること。〕

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

広域振興局等確認欄	公益林( )
-----------	--------

森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数(延べ人数の場合は延べ 人と記載すること。)

(2) 参加者の確保方法

8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考

10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

11 事業完了予定年月日



12 経費内訳(消費税相当額を含む)

(1)収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)					
その他( )					
合 計					

(2)支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃 金					(必要理由等)	
報償費					(必要理由等)	
旅 費						
需用費						
役務費						
委託料					(必要理由等)	
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費					(法定耐用年 数)	
合 計						

- 1 賃金及び報償費は、必要理由、指導者所属や職種、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。
- 2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。
- 3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。
- 4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。
- 5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

様式第4号

団 体 の 概 要

団体名	
所在地等	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 氏 名
設立年月日	
設立目的	
構成員数	
活動実績	
添付書類	定款又は会則 役員名簿 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名

代表者職氏名

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

様式第5号

年 月 日

( 実 施 団 体 ) 様

森林所有者氏名

印

同 意 書

貴団体が令和3年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

【複数年計画を企画し、経費に備品購入費(法定耐用年数5年)を計上しようとする場合。】

(企画書 5年計画の場合の記載例)

(1~8省略)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
令和3年度		
4月	事前準備	
5月	受講者募集広告	
6月	第1回研修(安全研修)	
7月	第2回研修(間伐実習)	
9月	第3回研修(機材補修・点検)	
10月	第4回研修(間伐実習)	
11月	第5回研修(間伐実習)	
年度	(以下はそれぞれの年度での実施内容を記載すること。)	
年度		
年度		
年度		

(10~11省略)

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

費目	内容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金額 (円)	左記の内訳(円)			備考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10 以内	1/3 以内		
賃金	危険箇所伐採作業( 森 林組合) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			0.5ha作業
報償費	間伐指導者謝金( 会代 表者) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			(理由) 当団体には間伐作業 を安全に指導できる実 務経験者がいないため (所属・職・氏名) 地方森林組合 技術指導課長 氏
備品 購入費	チェンソー (@70,000円×3台)	210,000	150,000		60,000	耐用年数3年 見積書添付
合計		232,000	172,000		60,000	

県民参加の森林づくり促進事業実施要領(案)

(目的)

第1 この要領は、県民参加の森林づくり促進事業(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 この事業は、県民自らが地域で主体的に取り組む別表記載の活動を支援し、県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するものである。

(県の助成)

第3 広域振興局長は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、その他関係規程に基づき補助する。

(事業の企画募集)

第4 知事は、別に定める県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領(以下「募集要領」という。)に基づき、事業の企画募集を行う。

2 別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所を整備対象とする企画書にあっては、市町村長がその旨を証する書面を添付するものとする。

(応募手続)

第5 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要領に基づき、企画書等を所管の広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、提出のあった企画書等について、当該内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。なお、別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、整備対象森林の区分を併せて確認するものとする。

(審査、決定)

第6 知事は、別に定めるいわての森林づくり県民税事業評価委員会における企画の意見聴取結果を踏まえ、採択する企画を決定し、その結果に応募団体へ通知する。なお、応募団体に通知する際は、広域振興局長を通じて行うものとする。

(補助金交付決定報告)

第7 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(完了確認)

第8 広域振興局長は、要綱に定める事業実績書の提出があったときは、書類検査及び現地検査を行うものとする。

(実績報告)

第9 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

活動区分		活動内容	備考
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動  (2) 森林所有者への啓発活動	未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 上下流域の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動	左記(1)の活動における対象森林は、県内の私有林のうち、公益林(市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林)及び原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所とすること。
2 森林の手入れを行う多様な担い手を育成する活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動	
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動	
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動	左記における県産材とは、原則として、岩手県内の森林で伐採された原木を、岩手県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板等とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認したものとすること。 左記 における教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とする。 左記 における公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とする。

## 令和3年度 県民参加の森林づくり促進事業企画募集意見聴取要領

### (目的)

第1 この要領は、令和3年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等の企画の充実を図るため、いわての森林づくり県民税事業評価委員会(以下「委員会」という。)において実施する意見聴取について、必要な事項を定めるものとする。

### (意見聴取の方法等)

第2 意見聴取は、県民参加の森林づくり促進事業企画概要書、企画書及び関係書類に基づき、委員会に対し、実施するものとする。

- 2 委員会の意見聴取に当たっては、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。  
ただし、(4)のその他の事項については、改善点又は疑問点の意見がある場合とする。

#### (1) 目的合致

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

#### (2) 波及効果

地域内外への波及効果等が見込まれるか。

#### (3) 企画の充実や改善点

#### (4) その他の事項

##### ア 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

##### イ 自主性

地域住民等の自主的な取組となっていること。

##### ウ 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

### (採択結果通知)

第3 知事は、委員会の選定結果を踏まえ、企画採択する事業を決定し、団体に通知するものとする。

- 2 事業として採択された場合であっても、委員会意見等を踏まえ、採択条件を付すことがある。